

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を、平成18年6月29日開催の当社第106回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

〔会社法施行に伴う変更〕

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)および「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部について次のとおり変更を行うものです。

##### ① 単元未満株主の権利に関する規定の新設

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものです。

##### ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の新設

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示することで株主に提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会招集手続の合理化および費用の削減を図るため、定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。

##### ③ 取締役会の書面決議に関する規定の新設

取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的、効率的運営を図るため、現行定款第22条(取締役会の決議)に取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものです。

##### ④ 社外取締役および社外監査役との責任限定契約の締結に関する規定の新設

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、現行定款第25条(取締役の責任軽減)および第33条(監査役の責任軽減)に、社外取締役または社外監査役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とする規定を新設するものです。

なお、社外取締役との責任限定契約の締結に関する規定の新設を議案として本総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

##### ⑤ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」への対応

同法により、当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、ならびに、株式に係る株券を発行する旨および株主名簿管理人(現行定款では名義書換代理人)を置く旨の定めがあるものとみなされることとなるため、次のとおり条文の新設または所要の変更を行うものです。

- ・ 定款第4条(機関)の新設
- ・ 定款第7条(株券の発行)の新設
- ・ 現行定款第9条(名義書換代理人)の文言変更

⑥剰余金の配当に関する規定の整備

期末配当および中間配当に関する規定を第 40 条（剰余金の配当の基準日）に集約することにより、現行定款第 36 条（中間配当）を削除するものです。

⑦上記の他、「会社法」の規定に合わせて、文言の修正、引用条文の変更等、所要の変更を行うものです。

（注）定款変更案の第 30 条（取締役の責任軽減）第 1 項および第 38 条（監査役の責任軽減）第 1 項の規定は、本定款変更前における取締役または監査役の行為についても、変更後の定款をもって責任を軽減できる趣旨を含んだものです。

(2) その他、条文の新設、削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものです。

〔買収防衛策の導入に伴う変更〕

(1) 当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要と考えております。

会社法においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することが可能とされています（会社法第 278 条第 3 項本文）。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てを行うにつきましては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記①および②の方法によることが可能となるように、根拠規定として定款第 15 条を新設するものです。

(2) 新株予約権無償割当てが行われ、新株予約権が行使される場合または当社が新株予約権を取得すると引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当社株式を交付する場合には、最大で当社の発行済株式総数と同数の株式が新たに発行されることとなりますので、これに備えて、現行定款第 5 条を変更し、発行可能株式総数を増加するものです。

（注）本買収防衛策については、平成 18 年 4 月 27 日に発表しております。具体的な内容等、詳細につきましては同日付の情報開示資料「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木）

### 3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

( 下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は株式会社資生堂と称する。 英文ではShiseido Company, Limitedと表示する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社資生堂と称する。 英文では、<u>Shiseido Company, Limited</u> と表示する。</p>
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 化粧品、石鹼、洗剤、歯磨、医薬品、医薬部外品、試薬、顔料の製造、販売及び輸出入</li> <li>2. 前各号製品の原料、材料の製造、販売及び輸出入</li> <li>3. 前各号の製品、原料並びに材料に関する安全性試験及び分析試験の受託</li> <li>4. 医療機械並びに用具、分析測定機械器具、和洋紙類、文房具、衛生用品、家庭用殺・駆虫剤、化粧具、衣服類、身辺細貨、日用雑貨、鬘（かつら）、スポーツ用品、美術品、工芸品、宝石、貴金属の製造、販売及び輸出入</li> <li>5. 清涼飲料、飲食物、食品添加物の製造及び販売</li> <li>6. 工業所有権、ノウハウ並びにコンピューター・映像・音楽などに関連する各種ソフトウェアの取得及び販売</li> <li>7. 煙草、収入印紙郵便切手類、計量器、度量衡の販売</li> <li>8. 印刷、製版、出版及び写真撮影の業務</li> <li>9. 美容技術（結髪、和洋装着付、美顔、美毛、美爪、全身美容）、理容、医療、保健、衛生、体育に関するシステム・機器の開発、設計、販売及びこれらの施設の運営並びにその受託及びコンサルティング業務</li> <li>10. 音楽・美術・演劇・スポーツその他文化的催物の興行並びにこれに関連する入場券の販売</li> <li>11. ホテル、結婚式場の経営並びにその受託及びコンサルティング業務</li> <li>12. 自動車運送業及び自動車運送取扱業、倉庫業並びに梱包業</li> <li>13. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理業、土木建築工事業並びに旅行業</li> <li>14. 総合リース業、ファクタリング業並びに金銭の貸付業</li> <li>15. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 化粧品、石鹼、洗剤、歯磨、医薬品、医薬部外品、試薬、顔料の製造、販売および輸出入</li> <li>2. 前各号製品の原料、材料の製造、販売および輸出入</li> <li>3. 前各号の製品、原料ならびに材料に関する安全性試験および分析試験の受託</li> <li>4. 医療機械ならびに用具、分析測定機械器具、和洋紙類、文房具、衛生用品、家庭用殺・駆虫剤、化粧具、衣服類、身辺細貨、日用雑貨、鬘（かつら）、スポーツ用品、美術品、工芸品、宝石、貴金属の製造、販売および輸出入</li> <li>5. 清涼飲料、飲食物、食品添加物の製造および販売</li> <li>6. 工業所有権、ノウハウならびにコンピューター・映像・音楽などに関連する各種ソフトウェアの取得および販売</li> <li>7. 煙草、収入印紙郵便切手類、計量器、度量衡の販売</li> <li>8. 印刷、製版、出版および写真撮影の業務</li> <li>9. 美容技術（結髪、和洋装着付、美顔、美毛、美爪、全身美容）、理容、医療、保健、衛生、体育に関するシステム・機器の開発、設計、販売およびこれらの施設の運営ならびにその受託およびコンサルティング業務</li> <li>10. 音楽・美術・演劇・スポーツその他文化的催物の興行ならびにこれに関連する入場券の販売</li> <li>11. ホテル、結婚式場の経営ならびにその受託およびコンサルティング業務</li> <li>12. 自動車運送業および自動車運送取扱業、倉庫業ならびに梱包業</li> <li>13. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理業、土木建築工事業ならびに旅行業</li> <li>14. 総合リース業、ファクタリング業ならびに金銭の貸付業</li> <li>15. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol>
<p style="text-align: center;">(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は<u>7億8千456万1千株とする。但し株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>12億株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下、単元未満株式という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>本定款第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 次条に定める請求をする権利</li> </ol>
<p style="text-align: center;">(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する<u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱いについては取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を以てその決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告の上一定の日を定め、その日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主を以て、その権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(第2項 削除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(新株予約権無償割当ての決定機関)</p> <p>第15条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(総会の開催地)</p> <p>第12条 株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか、東京都区内においてこれを開催することができる。</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(総会の開催地)</p> <p>第16条 株主総会は、東京都区内においてこれを開催する。</p>
<p>(総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第17条 当社の定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(総会の招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>代表取締役が複数あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>代表取締役に支障あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(総会の招集者および議長)</p> <p>第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>代表取締役が複数あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>代表取締役に支障あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以てこれを行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第20条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。</p> <p>(第2項 新設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第21条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議 事 録)</p> <p>第17条 株主総会の議事はその経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印、又は法務省令の定めるところに従い署名に代わる措置をとり、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(議 事 録)</p> <p>第22条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員及び選任)</p> <p>第18条 当社の取締役は12名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要す。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定員および選任方法)</p> <p>第 23 条 当社の取締役は 12 名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とする。</p> <p>3 増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の残存期間とする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とする。</p> <p>3 増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の残存期間とする。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 取締役会の招集は取締役会の定めるところによる。</p> <p>2 前項の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。<u>但し緊急の必要がある場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、<u>取締役会の定めるところによる。</u></p> <p>2 前項の招集の通知は、<u>各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(取締役会の権限)</p> <p>第 21 条 取締役会は法令又は定款の定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。</p>	<p>(取締役会の権限)</p> <p>第 26 条 取締役会は、<u>法令または本定款の定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第 22 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその取締役の過半数を以てこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">(第 2 項 新設)</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p>
<p>(報 酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は株主総会においてこれを定める。</p>	<p>(報 酬 等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第25条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(第2項 新設)</p>	<p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第30条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(定員及び選任)</p> <p>第26条 当社の監査役は3名以上とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要す。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定員および選任方法)</p> <p>第31条 当社の監査役は3名以上とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任者の残存期間とする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任者の残存期間とする。</u></p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第28条 監査役会の招集は監査役会の定めるところによる。</p> <p>2 前項の招集の通知は各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。<u>但し緊急の必要がある場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 監査役会の招集は、<u>監査役会の定めるところによる。</u></p> <p>2 前項の招集の通知は、<u>各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第29条 監査役会は法令又は定款の定める事項のほか監査役の権限の行使を妨げない範囲内で監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p>	<p>(監査役会の権限)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>法令または本定款の定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第30条 監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数を以てこれを行う。</p>	<p>(監査役会の決議)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第31条 監査役は<u>互選を以て常勤の監査役を定める。また、監査役は互選を以て常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、<u>その決議により常勤の監査役を選定する。また、監査役会は、その決議により常任監査役を選定することができる。</u></p>
<p>(報 酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬は株主総会においてこれを定める。</p>	<p>(報 酬 等)</p> <p>第37条 監査役の報酬<u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任軽減)</p> <p>第33条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(第2項 新設)</p>	<p>(監査役の責任軽減)</p> <p>第38条 当社は、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によつて、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算日)</p> <p>第34条 当社の<u>営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算日とする。</u></p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第35条 利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、<u>これを支払うものとする。</u></p> <p>(第2項 新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、<u>期末配当を行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当）を行うことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金及び前条の中間配当金が支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、<u>当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、<u>当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上